

7つくば市働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

人口減少時代の企業等において中長期的に安定した経営を行うためには人材確保が必要不可欠であり、人材の確保・定着のためには企業の働き方や労働環境整備を促進することが重要となってきた。

本業務は、つくば市内の企業等の働き方や労働環境整備の機運を高めるための啓発セミナー運営について業務委託を行う。

本業務では、つくば市の地域特性や資源の状況を踏まえ、最新の働き方改革・労働環境整備に関する見識等が求められることから、これらを含めた業務遂行能力を優先して審査し候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

7つくば市働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「7つくば市働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

(4) 提案限度額

4,070,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の

制限を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去に国又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として中小企業を対象とした働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務又は人材確保・育成に関するセミナー運営業務の契約を締結し、履行した実績があること。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 企業状況表（様式 2）
- ウ 業務実績書（様式 3）
- エ 業務実施体制調書（様式 4）
- オ 資格要件に対する申立書（様式 5）
- カ 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税に未納がないことを証明する書類（参加申込書を提出する以前 30 日以内に発行されたものに限る）の写し

(2) 提出部数

電子メールによって提出する場合は P D F データを送付すること。

紙資料を提出する場合は正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出し、紙資料提出後、その PDF データを電子メールで送付すること。

(3) 提出期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）から令和 7 年（2025 年）4 月 14 日（月）まで。

受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとする。

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。また、メールによって提出を行った場合は「16 問合せ先」まで受信確認の電話連絡を行うこと。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(5) 提出場所

「16 問合せ先」のとおり

5 参加申込書に関する質疑・回答

(1) 受付期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）から令和 7 年（2025 年）4 月 3 日（木）まで。

受付時間は、9 時から 16 時 30 分までとする。

(2) 提出方法

質問は、「16 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、受信確認の電話連絡を行うこと。

件名は「7 つくば市働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務委託プロポーザルに関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年（2025 年）4 月 10 日（木）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、令和7年（2025年）4月16日（水）までに参加資格審査結果通知書により通知する。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とし、「16 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

7 企画提案書の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を満たした者は、企画提案書を提出することとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式6）
- イ 課題に対する提案書（様式7）
- ウ 業務実績書（様式3） ※4(1)ウの再提出
- エ 業務実施体制調書（様式4） ※4(1)エの再提出
- オ 価格見積書（任意様式） ※内訳書も添付すること。
- カ 業務工程表（任意様式） ※本事業仕様書に記載の業務内容に合わせて提案すること。
- キ プレゼンテーション出席者報告書（様式8）

(2) 提出部数

電子メールによって提出する場合はPDFデータを送付すること。

紙資料を提出する場合は正本1部、副本10部の合計11部提出し、紙資料提出後、そのPDFデータを電子メールで送付すること。

(3) 提出期間

令和7年（2025年）4月18日（金）から令和7年（2025年）5月12日（月）まで。

受付時間は、9時から16時30分までとする。

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。なお、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(5) 提出場所

つくば市経済部産業振興課

8 企画提案書に関する質疑・回答

(1) 受付期間

令和7年（2025年）4月18日（金）から令和7年（2025年）4月22日（火）まで。

受付時間は、9時から16時30分までとする。

(2) 提出方法

質問は、「16 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出するものとする。件名を「7つくば市働き方改革・労働環境整備セミナー運営業務委託プロポーザルに関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年（2025年）4月28日（月）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式（様式1～8）に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1～8は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

- ア 用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。
- イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- エ 提出書類はすべて順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。
印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式の記入上の注意

ア 参加申込書（様式1）

提出者の住所、会社名、代表者の氏名、担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。

イ 企業状況表（様式2）

- ・ 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
- ・ 必要事項を記入し、該当する部分に○をつけること。
- ・ 事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。

ウ 業務実績書（様式3）

- ・ 本業務と同種の業務の実績を記入すること。
- ・ 業務実績が5件を超える場合には、完了日が新しい順に5件記入すること。
- ・ 記入した業務に関する概要等について必要があれば添付してもよい。

エ 業務実施体制調書（様式4）

- ・ 業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
- ・ 担当する者の実務経験年数の欄には、同種の業務に携わった経験年数を記入すること。
- ・ 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手持ちの業務をすべて記入すること。
- ・ 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。

オ 資格要件に対する申立書（様式5）

記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること。

カ 企画提案書（様式6）

以下の項目について、わかりやすく簡潔に記入すること。この際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。

- ・業務の方針及び実施フロー

本業務の方針及び業務の流れ、実施時期等を簡潔にまとめること。なお、枚数に制限はない。

- ・業務内容の提案

本業務の実施及び提案内容を簡潔にまとめること。なお、実施内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。なお、枚数に制限はない。

キ 課題に対する提案書（様式7）

人口減少時代における企業等は「利潤の追求」と「労働者の働きやすさ」を両輪で実現していくことが求められる。これを実現するためには既存の働き方及び労働環境の見直しを進め、企業等の生産性及び労働者のワークライフバランスを向上させることが必要である。

また、つくば市には国立大学法人筑波大学をはじめとした大学等教育機関が数多く立地しているため若い人材が集中していることが地域特性の1つであり、大学等を卒業する若い人材に選ばれる競争力のある企業等を地域内に増やすことでさらなる地域経済振興を目指している。

以上の課題を踏まえ、働き方改革・労働環境整備セミナーを開催にするあたって考慮すべき以下の2つのテーマに対する考え方を400字以内で作成すること。この際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。

【テーマ】

- ・「地域企業が生き残るために整備すべき働き方や労働環境とは何か」
- ・「人口減少時代における人材戦略」

ク 価格見積書（任意様式）

- ・税抜きで作成すること。
- ・可能な限り項目別に示すこと。

ケ プレゼンテーション出席者報告書（様式8）

(5) その他の留意事項

- ・指定した業務内容以上の提案が盛り込まれている場合には、そのアピールポイントがわかるように記入すること。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

- ・提出された書類は、返却しない。
- ・企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

10 企画提案に関する審査

(1) 候補者選定委員会による選定の設置

適正な審査を実施するに当たっては、候補者選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 1次審査（書面審査）

参加資格を満たした者が5者以上となった場合、書面審査により1次審査を行い、2次審査を行う4者を選定する。この場合、1次審査結果を申込者全員に対して通知し、1次審査不合格と判断された者に対してはその理由を付して通知する。

（書面審査の基準）

- ・業務実績の内容、規模等
- ・本業務の実施体制、従事する担当者の経験年数等
- ・企画提案の実現性
- ・提案書の内容（市内企業等へ波及が期待される効果があるか等）

(3) 2次審査（プレゼンテーション）

ア プレゼンテーションは、令和7年(2025年)5月22(木)から令和7年(2025年)5月28日(水)までの期間に実施するものとし、つくば市役所又はオンラインでの実施を予定している。時間等の詳細は別途通知する。

イ 出席者は、3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は、必ず出席すること。

ウ 実施時間は、プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 10分以内とする。

エ プレゼンテーションは、企画提案書を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

オ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
業務提案内容 (配点 30 点)	1 業務方針、手順の妥当性、的確性等 2 業務内容の的確性、実現性、有効性等
課題解決力 (配点 30 点)	1 特性と課題の的確性等 2 重点項目の的確性、有効性等
業務実施体制 (配点 20 点)	1 経営状況 2 管理責任者の経験及び業務能力、実績、技術者数等 3 業務内容からみた取組体制
プレゼンテーション (配点 10 点)	1 取組意欲 2 質問等に対する応答
価 格 (配点 10 点)	1 業務内容に対する費用の的確性

(5) 審査結果による選定

審査及び評価に基づき、第 1 順位及び第 2 順位各 1 者を選定する。

なお、選定は「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」第 14 条第 4 項に基づき行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた者全てに対して、令和 7 年（2025 年）5 月 30 日（金）までにプロポーザル審査結果通知書により通知する。この場合において、候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。

なお、候補者として選定されなかった参加者は、その理由を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を除く。）とし「16 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

(7) 審査結果の公表

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

11 失格

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 契約締結の時までの間に、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当した場合

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例に基づき、当該提出書類を公開することがある。

13 契約方法

選定された第 1 順位の者をつくば市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、第 1 順位の者をつくば市との協議が整わない場合、又は第 1 順位の者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として第 2 順位の者と協議を行う。また、受託の辞退等によりつくば市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 提案事業者が 1 者のみの場合においても、審査を実施するものとする。ただし、その提案内容が審査基準の 6 割以上の評価点を受けなかった者は、契約の相手方としない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 選定された企画提案書の内容については、業務委託仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を令和 7 年(2025 年) 5 月 12 日（月）16 時 30 分までにつくば市産業振興

課に持参また郵送で提出すること。

15 日程

実施内容	実施期日
公募開始	令和7年(2025年)4月1日(火)
参加申込書に関する質疑 受付	令和7年(2025年)4月1日(火)から4月3日(木) 16時30分まで
参加申込書に関する質疑 に対する回答	令和7年(2025年)4月10日(木)まで
参加申込書受付締切	令和7年(2025年)4月14日(月)16時30分
参加資格確認結果通知	令和7年(2025年)4月16日(水)まで
企画提案書に関する質疑 受付	令和7年(2025年)4月18日(金)から4月22日(火) 16時30分まで
企画提案書に関する質疑 に対する回答	令和7年(2025年)4月28日(月)まで
提案書等の提出締切	令和7年(2025年)5月12日(月)16時30分
選定委員会の開催	令和7年(2025年)5月22日(木)(予定)
審査結果通知	令和7年(2025年)5月30日(金)まで(予定)
契約締結日	令和7年(2025年)6月中旬(予定)

16 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市経済部産業振興課

電 話：029-883-1111(内線 6362)

FAX：029-868-7616

E-mail：eco052@city.tsukuba.lg.jp